

苫小牧アーティスト・バンクに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、創造性豊かな芸術家と指導者の育成により、文化芸術活動の活性化を図るため苫小牧アーティスト・バンク（以下「バンク」という。）を創設し、文化の薫り高く潤いのある市民生活の形成を目指す。

(事務局)

第2条 本バンクの事務局は、苫小牧市教育委員会に置く。

(登録)

第3条 登録を希望するアーティストは、このバンクに賛同し、苫小牧市内在住で活動している文化団体及び個人とする。

2 登録の募集は、随時受け付けるものとする。また、登録申込書を受け付けし、登録者には登録通知書を送付する。

3 登録希望者が、次の各号に該当する場合は、登録を拒否することができる。登録後でも該当した場合は、削除する。

- (1) 偽りまたは不正の手段により登録したとき。
- (2) 政治もしくは宗教活動を目的としたとき。
- (3) 営利活動を主とした目的のとき。
- (4) 青少年の健全育成を阻害またはそのおそれのあるとき。
- (5) 登録が不相当と判断したとき。

4 登録した情報に、変更が生じた場合は、速やかに事務局へ報告するものとする。

(バンクの利用方法)

第4条 市民（団体及び個人）が、本バンクを利用し催し物、発表会又は行事等において招へいする。教育委員会が主催する事業等においても活用する。

(招へい依頼方法)

第5条 招へい依頼は、直接事務局の苫小牧市教育委員会宛行うものとする。

事務局は、招へいする団体及び個人にジャンル別苫小牧アーティスト・バンク名簿より紹介をする。

(招へいに伴う経費)

第6条 経費については、当事者間（招へいする者と招へいされる者）で相談し決定し、招へいする団体及び個人が負担する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、バンクに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年4月26日から実施する。